

令和 3 年度

社会福祉活動助成金の要望について

社会福祉活動助成金は、共同募金配分金を財源としています。令和 2 年度共同募金運動の目標額設定の基になる要望を受け付けます。要望をもとに計画を立て募金運動、助成を行います。

助成対象

加古川市内に所在する福祉施設、福祉団体、NPO 法人等

助成内容

加古川市内で実施する次の①から④のいずれかの地域福祉活動。

- ① 高齢者を対象とする活動
- ② 障がい者・児を対象とする活動
- ③ 乳幼児・児童・青少年を対象とする活動
- ④ その他、住民全般の地域課題を解決するための活動

助成金額

1 団体につき、150,000 円を上限とします。

※助成は、経費の 7/10 以下としますので、自己資金が必要です。

※令和 3 年度共同募金配分金予算額の範囲内で助成額を決定します。

※1,000 円未満の端数は、切り捨てます。

活動対象期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

要望期間

2020 年 4 月 1 日(水)～5 月 22 日(金)

要望方法

以下の書類を社会福祉協議会の窓口に提出してください。

- ①要望書（様式第 1 号）
 - ②福祉施設・福祉団体等調書（様式第 2 号）
 - ③団体の規約
 - ④活動状況がわかる資料（チラシ・広報等）
- ②～④については、令和 2 年度の申請で提出をする場合は、不要です。

助成金決定

令和 3 年 2 月（予定） 決定通知書を送付

（助成金交付は、令和 3 年 7 月下旬を予定しています。）

特 記

令和 3 年度助成金の受配を希望する場合は、必ず、上記要望期間に要望書の提出をしてください。

対象経費

項目	備考
消耗器具備品費	事業に必要な消耗品及び器具什器の内、固定資産（10万円以上の器具又は備品）に該当しない物品の費用
材料費	行事等に必要な材料費
諸謝金	講師等謝金（交通費を含む）
印刷製本費	諸用紙及び関係資料等の印刷並びに製本の費用
広報費	パンフレット・機関紙・広報誌等、広報に要する費用
研修研究費	事業に関わる研修（研究）のための交通費及び研修（研究）参加費等
通信運搬費	事業に係る電話、電報及びFAXの使用料、インターネット接続料、切手代・葉書代等の通信運搬費
賃借料	機器等のリース・レンタル料、会場使用料等
会議費	会議でのお茶代、講師の賄い等
保険料	損害保険契約に基づく保険料
車両費	事業に要する車両の燃料費、修理費等
修繕費	事業に関わる建物、器具及び備品等の修繕費

- ※ 団体の運営費（人件費及び施設の管理維持費）、会員及び構成員同士の親睦に対する飲食費は対象外とします。
- ※ 政治活動・宗教活動・営利活動・その他、本事業の趣旨にそぐわないと判断される活動に関わる経費は対象外とします。
- ※ 広報費、賃借料等、業者に事業を委託し実施するものは、必ず2者以上の業者からの見積もりをお願いします。

【問合せ・提出先】

〒675-8577

加古川市加古川町寺家町 177-12（総合福祉会館内）
社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

担当：まちづくり・ボランティア推進係

電話 079-424-4318 / FAX 079-425-4711

この助成事業は、皆様からお寄せいただいた共同募金の
配分金の一部を活用しています。

